

属する金銭債権について生じたものに限るものとする。

外国法人の有する外貨建資産等（法第61条の9第1項《外貨建資産等の換算額》に規定する外貨建資産等をいう。）について生じた為替差損についても、同様とする。

（在日支店等の資産等の円換算）

20-3-12 ……13の2-1-1から13の2-1-7まで及び13の2-1-9から13の2-2-19まで《外貨建取引等の換算等》………  
…

（注）13の2-1-2の（注）の1及び2並びに13の2-2-5の（注）の1及び2は、  
……………

（本店勘定の円換算）

20-3-13 ……13の2-2-5……………

に属する金銭債権について生じたものに限るものとする。

外国法人の有する外貨建債権債務について生じた為替差損（換算差損を含む。）についても、同様とする。

（在日支店等の資産等の円換算）

20-3-12 ……13の2-1-1から13の2-2-6まで及び13の2-2-8から13の2-2-11まで《外貨建債権債務等の換算等》………  
……………

（注）13の2-1-7の（注）、13の2-1-8の（注）1及び13の2-2-1の（注）1は、  
……………

（本店勘定の円換算）

20-3-13 ……13の2-1-8……………

二十六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>（経過的取扱い(1)…金融商品会計等に関する改正通達の適用時期）</p> <p>この通達による改正後の取扱いは、法人税法の一部を改正する法律（平成12年法律第14号。以下「改正法」という。）、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第145号。以下「改正政令」という。）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成12年大蔵省令第29号。以下「改正規則」という。）において特に定められているもの又は次に掲げる経過的取扱いを除き、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</p>	

(経過的处理(2)…附則適用年度後の譲渡損益の計上時期)

改正法附則第3条第2項《有価証券の譲渡損益の計上時期に関する経過措置》の適用を受けた最後の事業年度の翌事業年度における有価証券の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額の計上に当たっては、同条第1項本文の規定を準用する。

(経過的处理(3)…ローン・パーティシペーション及びデット・アサンプションの取扱い)

平成11年1月22日付「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の「実施時期等」の「2 経過措置(1)」に定められているいわゆるローン・パーティシペーション及びデット・アサンプション（信託契約による場合には、債務の履行を引き受ける者が受益者となっているものに限る。）については、原則として当該経過措置に定められた会計基準による処理を認めるものとする。

(経過的处理(4)…複合有価証券等を有する場合の取扱い)

2—3—42《有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い》に定める複合有価証券等を平成12年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「改正事業年度」という。）開始の時に有している場合には、改正事業年度開始の日に当該複合有価証券等を取得し、又は発生させたものとして同通達を適用する。

この場合において、次のことは次による。

- (1) 改正事業年度開始の時ににおける当該複合有価証券の帳簿価額は、改正事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該複合有価証券等の帳簿価額（2—3—42に定める組込デリバティブ取引（以下この取扱いにおいて「組込デリバティブ取引」という。）について受領し、又は支払うオプション料、キャップ料等（以下この取扱いにおいて「オプション料等」という。）の額を区分して計上していた場合には、有価証券等の帳簿価額と当該オプション料等

改 正 後

改 正 前

の帳簿価額との合計額)とする。

(2) 改正事業年度において2-3-42本文により当該複合有価証券等に係る取引を区分する場合には、次の場合の区分に応じ、次による。

イ 改正事業年度前の事業年度において当該複合有価証券等を区分していた場合には、当該区分していた金額に基づき区分する。

ロ 改正事業年度前の事業年度において当該複合有価証券等を区分していなかった場合には、合理的に区分するものとするが、これが困難であると認められるときは、組込デリバティブ取引の帳簿価額はないものとして区分して差し支えない。

(3) 改正事業年度において2-3-42本文により当該複合有価証券等に係る取引を区分しない場合であっても、改正事業年度前の事業年度において区分していたオプション料等については、(1)にかかわらず、この通達による廃止前の平成10年10月30日付課法2-11「金融商品に関する法人税の取扱いについて」の例により処理して差し支えない。

(経過的取扱い(5)…有価証券の保有目的等の帳簿書類への記載等)

改正事業年度における次に掲げるものに係るそれぞれ次に掲げる帳簿書類への記載については、改正事業年度の開始の時期等も勘案し、当該事業年度開始後遅滞なくこれを行っているときは、課税上弊害がない限り、これを認めて差し支えないものとする。この場合、令第119条の11《有価証券の区分変更によるみなし譲渡》の規定は適用しない。

(1) 改正政令附則第8条第2号《満期保有目的有価証券》に規定する有価証券規則第27条の2《満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法》に規定する事項の記載

(2) 改正政令附則第11条第3号《売買目的有価証券》に規定する有価証券規

規則第27条の5第1項《短期売買有価証券に該当する旨の記載の方法》に規定する事項の記載

(3) 改正政令附則第11条第4号《金銭の信託に係る売買目的有価証券》に規定する有価証券 規則第27条の5第2項《金銭の信託に係る売買目的有価証券に該当する旨の記載の方法》に規定する事項の記載

(4) 改正規則附則第2項《金利スワップ取引等の特例処理》の規定の適用を受ける同項に規定する取引 規則第27条の7第2項第2号《金利スワップ取引等に係るヘッジ対象資産等の明細の記載》に規定する事項の記載

(5) 改正法附則第4条《ヘッジ処理に関する経過措置》の規定の適用を受けるデリバティブ取引等 次に掲げる事項の記載

イ 規則第27条の8第1項及び第2項《繰延ヘッジ処理に係るヘッジ対象資産等の明細の記載》に規定する事項

ロ 規則第27条の8第3項及び第4項《繰延ヘッジ処理に係る特定事由の記載》に規定する事項

ハ 規則第27条の8第5項《繰延ヘッジ処理に係る超過差額の処理の記載》に規定する事項

ニ 規則第27条の9第1項及び第2項《時価ヘッジ処理に係るヘッジ対象等の明細の記載》に規定する事項

ホ 規則第27条の9第3項《時価ヘッジ処理に係る特定事由の記載》に規定する事項

ヘ 2-3-59《繰延ヘッジ処理の表示》に定める事項（2-3-61《時価ヘッジ処理に係る取扱い》で準用する事項を含む。）

(6) 改正政令附則第14条《改正事業年度開始の時に有する先物外国為替契約に関する経過措置》の規定の適用を受ける先物外国為替契約 規則第27条の10第2項《先物外国為替契約による取引発生時の円換算額の確定の記載》に規定する事項の記載

(7) 改正政令附則第15条《改正事業年度開始の時に有する先物外国為替契約等

改 正 後	改 正 前
<p><u>に関する経過措置》)による決済時の円換算額の確定)の規定の適用を受ける先物外国為替契約等 規則第27条の11第2項(先物外国為替契約等により円換算額が確定している旨の記載の方法)に規定する事項の記載</u></p> <p><u>(経過的取扱い(6)…上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定)</u></p> <p><u>この通達による改正後の9-1-9の(1)ハの取扱いは、平成12年4月1日以後にされる民事再生法の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について適用し、同日前にされた同法附則第2条(和議法及び特別和議法の廃止)の規定による廃止前の和議法の規定による和議開始の申立てに係る和議事件については、なお従前の例による。</u></p>	